

県出資法人経営健全化プラン

令和6年3月
山 梨 県

目 次

I 改定の趣旨	1
II 県出資法人を取り巻く環境の変化	1
III これまでの取組	2
IV 対象法人及び計画期間	3
1 対象法人	
2 計画期間	
V 取組の方向性等	3
1 健全経営の安定的維持	4
(1) 経営計画	4
(2) 経営評価	4
(3) 調査指導	5
(4) 情報公開	5
2 主要4法人の抜本的改革の推進	
－改革プラン(経営健全化方針)の実施－	6
3 出資法人(第三セクター等)の活用・組織活性化への努力	7
VI 取組の区分	8
1 県策定の改革プラン(経営健全化方針)に沿って	
抜本的改革を進める法人(4法人)	8
2 法人策定の経営計画に沿って	
健全経営の維持に向けた取組を進める法人(27法人)	9
3 自立的に健全経営の維持を図る法人(6法人)	10
参考 平成10年度以降の出資法人改革の成果	11

I 改定の趣旨

本プランは、効果的・効率的な法人経営の推進と県民サービスの向上を図るとともに、県の財政的リスクの解消を図るため、出資法人の経営健全化の取組の方向性を明らかにしたものである。

本県では、出資法人について、行政改革大綱に基づく「出資法人見直し計画」を皮切りに、これまで7回にわたる改定を行う中で様々な改革に取り組んできており、これまでの取組や、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、改定を行う。

II 県出資法人を取り巻く環境の変化

第三セクター及び地方公社の改革

1 これまでの国の方針

(1) 経済財政改革の基本方針2008 (H20.6.27 閣議決定)

ガイドライン(「第三セクター等の改革について」(H20.6.30総務省自治財政局長通知))

経営が著しく悪化した第三セクター及び地方公社の存廃を含めた改革を集中的に進めるため、外部専門家等で構成される「経営検討委員会」を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、「改革プラン」を策定することが強く求められた。

(2) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行 (H21.4.1)

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」(H21.6.23総務省自治財政局長通知)

県の健全化指標の一つである将来負担比率の算出の際に、地方公社等の負債の額及び債務の負担を行っている法人に係る実質負担見込額を算入することとされた。

2 最近の国の方針

(1) 経済財政運営と改革の基本方針2014 (H26.6.24閣議決定)

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(H26.8.5総務大臣通知)

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(H26.8.5総務省自治財政局長通知)

第三セクター等の抜本的改革については、平成21年度から集中的に取り組み、相当の成果を挙げたことから平成25年度末で一区切りとするが、平成26年度以降も地方公共団体が自らの判断と責任で、効率化・経営健全化に取り組むべきとされた。

また、存続を決めた第三セクター等については、一層の効率化・経営健全化を図った上で、地域活性化等に資する活用方法についても検討するよう求められている。

(2) 地方自治法施行令の改正 (H23.12)

地方自治法施行令では、出資率 $1/2$ 以上の法人等を知事の調査権の対象と定めているが、今回の改正により、条例で定めることにより出資率 $1/4$ 以上 $1/2$ 未満の法人等についても知事の調査権の対象とできることとされた。

このため、県では新たに「山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例」を平成27年3月に制定し、知事の調査権の範囲を拡大することとした。

(3)「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」

(H30.2.20 総務省自治財政局公営企業課長通知)

相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等が見受けられることから、引き続き、大臣通知等(H26.8)に基づき、財政的なリスクの計画的な解消に向けて、一層の経営健全化に取り組むことが必要とされた。

また、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針(「経営健全化方針」)を策定し、公表することが求められた。

Ⅲ これまでの取組

本県では、平成10年度以降、出資法人の運営の合理化・効率化等を目的として計画の策定・改定を行い、法人の統廃合をはじめ、県関与の見直し、出資の解消、三公社の一元化、情報公開の推進など、様々な改革に取り組んできた。

その結果、平成10年度に61あった出資法人は38に減少し、法人の役員数や県からの派遣職員数、また県の損失補償等の額も年々減少するなど成果をあげている。

OH10～12年度 出資法人見直し計画	【見直し結果】廃止▲1、統合▲3 出資割合50%未満の株式会社を除く各出資法人が「事業運営合理化計画」を策定し、事業合理化の計画的・総合的な推進を図った。
OH12～14年度 新たな見直し計画	【見直し結果】廃止▲3、統合▲3、県出資解消▲2 新たな見直し計画を踏まえた「事業運営合理化計画」の見直しを行い、その進行管理を行った。
OH15～17年度 県出資法人見直し計画	【見直し結果】廃止▲2、統合▲2、県関与縮小1 各法人において、「経営計画」あるいは「事業運営合理化計画」を策定し、法人の合理化を進めた。
OH18～20年度 県出資法人改革推進プラン	【見直し結果】 廃止▲3、統合▲2、県関与縮小1、管理部門一元化1 各法人において、役員数や給与の見直し、組織機構のスリム化、運営経費の削減、県支出金の縮減、情報公開の推進、監査体制の強化など、法人運営の適正化と合理化を目指す「事業運営合理化計画」を策定・実施した。 なお、土地開発公社、道路公社、住宅供給公社の法人格を残したまま、山梨県地域整備公社として管理部門を一元化した。

<p>OH21～R5年度 県出資法人経営健全化プラン (R元年度改定) (H27年度改定) (H23年度改定)</p>	<p>【見直し結果】廃止▲3、廃止予定2</p> <p>国ガイドラインに沿って法人のあり方を検討する法人に位置づけられた土地開発公社、環境整備事業団、林業公社、農業振興公社、住宅供給公社については、外部有識者による「経営検討委員会」において、存廃を含めた検証を行うとともに、「改革プラン」を策定した。また、必要に応じて改定を行う中で、土地開発公社、林業公社及び住宅供給公社については、廃止が決定した。</p> <p>また、その他の法人については、対象法人全てが経営計画を策定し、一層の経営合理化の取り組みを推進した。</p> <p>公益法人制度改革への対応について、平成25年度末までに対象となる28法人全てが移行を完了した(公益財団・社団法人:27、一般財団法人:1)。</p>
---	---

IV 対象法人及び計画期間

1 対象法人

県が出資、出捐している県内に本拠を置く法人のうち、(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブを除いた法人とする。

2 計画期間

国の動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

V 取組の方向性等

方向性の概要

1 健全経営の安定的維持

対象となる法人について、法人自らが作成した経営計画に基づき、効果的・効率的な経営を推進するとともに、経営評価の実施や透明性の確保など、健全経営の安定的な維持に向けた取組を行う。

2 主要4法人の抜本的改革の推進

国ガイドラインに沿って経営の改革プランを策定した主要4法人については、「改革プラン」を「経営健全化方針」に位置付け、引き続き、改革プラン(経営健全化方針)に基づき、抜本的改革を推進する。

「改革プラン」策定、改定状況

	法人名	策定	改定	存廃
1	(公財)山梨県農業振興公社	H22.5	H24.7、H27.2、H28.2、 H31.3、R6.3	存続

2	山梨県住宅供給公社	H22.10	H26.3、H31.3、R6.3	令和20年度(2038年度) 廃止予定
3	山梨県土地開発公社	H22.12	H25.3、H29.3、R3.3	令和19年度(2037年度) 廃止予定
4	(公財)山梨県環境整備事業団	H24.2	H26.2、H29.3、R3.3	存続

3 出資法人(第三セクター等)の活用・組織活性化への努力

出資法人の長所・特性に着目し、地域の活性化等に資する事業主体としての活用を検討する。

あわせて、法人の運営に当たっては、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めるとともに、役員固定化の回避や女性の役員への積極的な登用に努めるなど、組織の活性化を図る。

1 健全経営の安定的維持

対象となる法人について、法人自らが作成した経営計画に基づき、効果的・効率的な経営を推進するとともに、経営評価の実施や透明性の確保など、健全経営の安定的な維持に向けた取組を行う。

(1) 経営計画

各法人は、これまで、経営計画(事業運営合理化計画)の策定・見直しを行い、人員の削減や給与カットをはじめとする様々な合理化に取り組んできた。

今後も、「法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人」については経営計画の改定を行い、効率化・経営健全化と健全経営の維持に取り組むこととする。

なお、経営計画の改定に当たっては、県が積極的に支援していく。

(2) 経営評価

平成17年3月に総務省が定めた「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、第三セクターの抜本的な見直しが改革項目として位置づけられ、行政評価の視点も踏まえた点検評価の充実・強化を図ることとされた。

本県では、平成17年12月に策定した「第二次行財政改革プログラム」において、「経営評価」を実施することとし、平成19年度からその結果を毎年公表している。

今後も、「出資法人の経営評価の実施に関する要綱」に基づき、経営評価を毎年定期的実施し、その結果を経営計画に反映させ、また、継続的に進捗状況を検証していくことで、社会経済情勢や県民ニーズの変化に的確に対応した経営を推進する。

【経営評価の概要】

○対象法人

地方自治法第221条3項に基づく長の調査権限が及ぶ法人(※)

ただし、「解散が決まり事業が停止している法人」「自立的に健全経営の維持を図

る法人」を除く。

※資本金その他これらに準ずるものの 1/4 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

○実施方法

法人は毎年度、自ら「目的適合性」「計画性」「組織運営の適正性」「財務状況」「効率性」等の5分野20余りの項目について自己評価を行い、県が外部有識者の意見を踏まえて審査・評価を行う。

改善すべき事項については、速やかに対策を行い、経営評価に反映する。

(3)調査指導

平成3年4月に、「山梨県出資法人等指導監督要綱」を定め、以降、法人所管課による調査指導を毎年度実施し、法人の適正かつ効率的な運営を確保してきた。

調査指導については、法人の適正かつ効率的な運営のチェック機能を確保するため、今後も、出資法人の運営状況及び業務執行状況を把握し、適切な指導監督を継続して実施することとする。

【調査指導の概要】

○対象法人:

地方自治法第221条3項に基づく長の調査権限が及ぶ法人(※)

※資本金その他これらに準ずるものの 1/4 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

○指導項目:「法人管理」「組織及び人事管理」「事業管理」「財務管理」「運営の合理化、改善」の5分野

○実施方法:法人所管課が毎年度、法人へ出向き、実査による指導監督を実施

○結果報告:毎年度6月末日までに、所管部長から総務部長に報告

(4)情報公開

出資法人の経営に対する透明性を確保するため、平成12年4月に、「山梨県情報公開条例」に出資法人の情報公開について規定を設けるとともに、「県出資法人の情報公開に関する要綱」を制定し、県行政を代行していると認められる法人については、県と同様の情報公開を実施している。また、平成24年4月からは地方三公社(土地開発公社、住宅供給公社、道路公社)を情報公開条例における実施機関とした。

今後も、定款や人事・組織、貸借対照表等の業務・財務に関する文書を県民情報センター等で公表するとともに、ホームページにも掲載し、情報公開の推進を図る。

【参考】議会への経営状況説明書の提出

県議会に対し、経営状況説明書を提出する。

根拠:地方自治法第221条第3項及び第243条の3、山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例

対象:地方自治法第221条3項に基づく長の調査権限が及ぶ法人(※)

※資本金その他これらに準ずるものの1/4以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

2 主要4法人の抜本的改革の推進 — 改革プラン(経営健全化方針)の実施 —

本県では、地方財政健全化法の将来負担比率に算入された額(県負担見込額)の状況などから、経営が悪化していると判断した5法人について、弁護士、公認会計士、学識経験者などの外部の専門家を含めた「経営検討委員会」を設置し、改革の方向性などの検討を行い、その検討結果に基づき、改革プランを策定し、必要に応じ改定を行ってきた。

平成30年2月の総務省自治財政局公営企業課長通知により、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針(「経営健全化方針」)の策定・公表を求められたところ、本県では主要4法人(上記5法人のうち解散した林業公社を除く。)について、改革プランに基づき抜本的改革を推進していることから、「改革プラン」を「経営健全化方針」としても位置付けることとした。

各法人は、引き続き、改革プラン(経営健全化方針)に沿った抜本的改革を推進するとともに、その実施状況については、毎年度経営検討委員会でチェックを行っていく。

○ 4法人選定理由

総務省自治財政局公営企業課長通知(H30.2.20)による「経営健全化方針」の策定対象

- ・債務超過法人:土地開発公社、住宅供給公社
- ・経営健全化の取組が必要である法人:土地開発公社、環境整備事業団、農業振興公社、住宅供給公社

※経営健全化の取組が必要である法人については、改革プランを実施している法人とした。

(国ガイドライン、財政健全化法に基づく将来負担比率・負担額の算定より)

- ・土地開発公社:公社負債額から国が定める額を控除した結果、県が将来負担すると見込まれる県負担見込額があるもの(財政健全化法で定める将来負担額があること)。
- ・土地開発公社以外の法人:財政健全化法で定める、県の将来負担比率を算出する際、標準評価方式(財務諸表評価方式・外形事象評価方式)で県の負担見込額を算定し、債務の区分AからEに分類されたもののうち、B以下となったもの。

債務区分	
A	正常償還見込債務
B	地方団体要関与債務
C	地方団体要支援債務
D	地方団体実質管理債務
E	地方団体実質負担債務

○ 主要4法人の負債等の状況

(単位:百万円)

法人名	負債額等 (※)	県負担 見込額	備考
山梨県土地開発公社	6,228	5,623	
(公財)山梨県環境整備事業団	235	212	債務区分E
(公財)山梨県農業振興公社	128	115	債務区分E
山梨県住宅供給公社	7,173	6,455	債務区分E

(注) 負債額及び県負担見込額は、令和4年度決算に基づく数値である。

(※) 負債額等: 土地開発公社は負債額、その他の法人は損失補償付債務額である。

3 出資法人(第三セクター等)の活用・組織活性化への努力

人口減少・少子高齢化、厳しい財政状況など、現下の社会経済情勢においては、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むことが重要であることから、出資法人の長所や特性に着目し、地域の再生や活性化等に資する事業主体としての活用を検討する。

あわせて、法人の運営に当たっては、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めるとともに、役員の固定化の回避や女性の役員への積極的な登用に努めるなど、組織の活性化を図る。

【参考1】 出資法人(第三セクター等)の長所(総務省指針より部分抜粋・要約)

長所	内容(具体例等)
1 地方公共団体の区域を超えた活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な事業を簡便な手続きで実施できる。 ・自主性や関係者の合意等による運営が可能で、機動的、弾力的な事業実施が可能。
2 民間企業の立地が期待できない地域における事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の立地が期待できない中山間地域等での産業振興、地域活性化等への取り組みが可能。 ・民間資金やノウハウを活用し、地域の特産品の製造・販売、観光施設等の経営、イベントの企画等に取り組むことができ、住民サービスへの利益還元も可能。 ・経営が安定し、県の関与・支援がなくなつた際には、出資の返還等関係を解消し、自立運営までの過渡的な事業手法とすることも可能。
3 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり、福祉、インフラの提供、地域活性化等の事業で、民間企業同様の経営により、自治体の直接実施よりも効率的、或いはユニークな形での実施が可能な場合がある。(公共施設・インフラ等の維持・管理等について事例あり。)

VI 取組の区分

法人の経営に対する県の財政的リスク及び安定的経営基盤の確保の状況から、必要な取り組みに応じ、法人を以下の3つに区分する。

1 改革プラン(経営健全化方針)に基づき抜本的改革を進める法人(4法人)

[必要な取り組み]

○健全経営の安定的維持

・経営評価(解散が決まり事業が停止している法人を除く) ・調査指導 ・情報公開

○改革プランの改定、推進

○組織活性化への努力

法人名	概要
山梨県土地開発公社 (R3.3改革プラン改定) (H29. 3改革プラン改定) (H25. 3改革プラン改定) (H22.12改革プラン策定)	改革プランに基づき、平成23年度以降、新規事業は行わず実質的に公社を廃止する。 平成26年度以降は、米倉山造成地及び市川三郷町大塚地区拠点工業団地の債務処理を行い、令和19年度末に公社を解散する。
山梨県住宅供給公社 (R6.3改革プラン改定) (H31. 3改革プラン改定) (H26. 3改革プラン改定) (H22.10改革プラン策定)	改革プランに基づき、公社は令和20年度を目途に解散する。 県は、短期無利子貸付、債務処理対策補助金等財政支援を引き続き行う。 県営住宅については、公社が管理代行制度による管理を継続しながら、指定管理者制度への移行を進める。 効率的な組織体制とし、人件費の縮減策を継続する。また、解散へ向けた事業の縮小整理を計画的に行う。
(公財)山梨県環境整備事業団 (R3.3改革プラン改定) (H29. 3改革プラン改定) (H26. 2改革プラン改定) (H24. 2改革プラン策定)	平成25年11月に環境整備センター(明野処分場)を閉鎖。 センター閉鎖後は、効率的な運営に努め、汚水処理等に要する維持管理コストの縮減など経営改善に向けて取り組む。 赤字処理のため、県は経営支援補助金等の財政支援及び人的支援を継続する。
(公財)山梨県農業振興公社 (R6.3改革プラン改定) (H31. 3改革プラン改定) (H28. 2改革プラン改定) (H27. 2改革プラン改定) (H24. 7改革プラン改定) (H22. 5改革プラン策定)	農業の担い手の確保・育成を図るとともに、農地の利用集積を促進する農地中間管理事業、県奨励品種等の種苗の生産・供給など、本県農業の発展に資する取り組みを行う。 経営の合理化と収益事業による収益の確保に努め、長期保有農地の売却差損に係る借入金について、計画的に解消を図る。 利息負担軽減のため、県は短期無利子貸付を継続する。

2 法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人(27法人)

県が出資、出捐している県内に本拠を置く法人のうち、(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ、改革プラン(経営健全化方針)に基づき抜本的改革を進める法人及び自立的に健全経営の維持を図る法人を除いた法人

[必要な取り組み]

○健全経営の安定的維持 ・経営計画の改定、推進(※) ・経営評価(※) ・調査指導(※) ・情報公開

※資本金その他これらに準ずるものの 1/4 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社が対象

○組織活性化への努力

法 人 名
(公財)山梨総合研究所
山梨県更生保護協会
(公財)やまなし文化学習協会
(公社)山梨県私学教育振興会
(公財)山梨県臓器移植推進財団
(公財)山梨県生活衛生営業指導センター
(公財)山梨県健康管理事業団
(公財)山梨県緑化推進機構
(株)清里の森管理公社
(公財)やまなし産業支援機構
山梨県信用保証協会
(一財)山梨県地場産業センター
(公財)山梨県国際交流協会
(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター
(公社)山梨県青果物経営安定基金協会
(公財)山梨県子牛育成協会
(公社)山梨県畜産協会
(公財)山梨県馬事振興センター

(株)山梨食肉流通センター
山梨県農業信用基金協会
山梨県道路公社
(公財)山梨県下水道公社
(公財)山梨みどり奨学会
(公財)山梨県青少年協会
(公財)山梨県スポーツ協会 ※H31.4.1 名称変更
(株)やまなし hidroジェンカンパニー
(公財)山梨県暴力追放運動推進センター

3 自立的に健全経営の維持を図る法人（6法人）

基本財産の運用益の範囲内で着実に運営を行っていく法人又は社会福祉法人

[必要な取り組み]

○健全経営の安定的維持 ・調査指導(※) ・情報公開

※資本金その他これらに準ずるものの 1/4 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社が対象

* 法人による経営計画の策定は任意

○組織活性化への努力

法人名
(公財)長田ふるさと財団
(公財)やまなみ文化基金
(福)山梨県社会福祉事業団
(公財)山梨県アイバンク
(公財)やまなし環境財団
(公財)小佐野記念財団

※ 取組の区分については、法人の事業内容の変化等により、他の区分に変更されることがある。

参考

平成10年度以降の出資法人改革の成果

1 廃止(12法人減)

平成10年9月	(財) 山梨県農業拓殖基金協会を解散し、業務を(財) 山梨県国際交流協会に引き継ぐ
平成13年3月	(社) 山梨県蚕糸業経営安定基金協会を解散
平成14年5月	(株) 山梨県食肉公社を解散
平成15年3月	(財) 山梨県労働者信用基金協会を解散し、業務を(財) 日本労働者信用基金協会に引き継ぐ
平成15年8月	(財) 山梨勤労者いこいの村協会を解散
平成16年3月	(財) 丘の公園管理公社を解散
平成18年8月	(財) 富士吉田コンベンションセンターを解散
平成19年2月	(財) 山梨県国民年金福祉協会を解散
平成21年3月	(財) 山梨県公園公社を解散
平成25年3月	(財) 山梨県富士川地域地場産業振興センター、(財) 山梨県郡内地域地場産業振興センターを解散
平成29年3月	(公財) 山梨県林業公社を解散

2 統合(10法人減)

平成11年4月	(財) 山梨県県民文化振興協会と(財) 山梨県民生活協会を統合して(財) やまなし文化学習協会を設立
平成12年8月	(財) 山梨21世紀産業開発機構、(財) 山梨県産業展示交流館、(財) 山梨県中小企業振興公社を統合して(財) やまなし産業支援機構を設立
平成13年4月	(社) 山梨県農業後継者育成基金協会を(財) 山梨県農業振興公社に統合
〃	(社) 山梨県畜産物価格補償協会、(社) 山梨県肉用子牛価格安定基金協会、(社) 山梨県家畜畜産物衛生指導協会を統合して(社) 山梨県畜産協会を設立
平成15年4月	(社) 山梨県野菜価格安定協会と(社) 山梨県果樹経営安定基金協会を統合し、(社) 山梨県青果物経営安定基金協会を設立。
平成16年4月	(財) 山梨ともしび基金を(福) 山梨県社会福祉協議会に統合
平成17年4月	(財) 山梨県県民スポーツ事業団を(財) 山梨県体育協会に統合
平成20年4月	(財) やまなし長寿振興財団を(福) 山梨県社会福祉協議会に統合

3 出資解消（2法人減）

平成14年12月	(株) 富士五湖観光センターの株式譲渡
〃	山梨道路サービス(株)の株式譲渡

4 県関与の縮小(2法人)

平成17年4月	(福) 山梨県社会福祉事業団に県立社会福祉施設6施設を移管し、自主・自立経営を促進
平成19年7月	県が所有している(株) 清里の森管理公社の株式の25%を有償譲渡し、自主・自立経営を促進 ※県の出資率は、70%から45%に減少

5 三公社の一元化

平成20年4月	山梨県土地開発公社、山梨県道路公社、山梨県住宅供給公社の法人格を残したまま三公社の総称を山梨県地域整備公社とし実質的に統合 ※ 特別法に基づく法人のため、法人格の統合は困難
---------	---

6 役員、職員の状況

○役員	平成18年度	730人	→	令和5年度	477人	(△253人)
○職員	平成18年度	1,021人	→	令和5年度	961人	(△60人)
	(うち常勤職員	H18 819人	→	R5 746人	(△73人)	
	(うち正規職員	H18 601人	→	R5 496人	(△105人)	
	(うち県からの派遣職員	H18 65人	→	R5 28人	(△37人)	

7 県支出金の状況

○負担金・補助金	平成17年度決算	1,772,848千円	→	令和4年度決算	1,414,480千円	(△358,368千円)
○委託金	平成17年度決算	6,414,656千円	→	令和4年度決算	5,528,525千円	(△886,131千円)

8 長期借入金の状況

○長期借入金	平成17年度決算	74,500,828千円	→	令和4年度決算	11,189,328千円	(△63,311,500千円)
○県債務負担実際残高	平成17年度決算	57,706,534千円	→	令和4年度決算	14,138,696千円	(△43,567,838千円)